

桑名市文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月26日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市文書等管理規程の一部を改正する訓令

桑名市文書等管理規程（平成16年桑名市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「回議文書等に押印し」を「署名、押印その他決裁又は承認した者を特定できるものとして市長が相当と認める方法により」に改める。

第3条第2項中「すべて正確かつ迅速」を「全て正確、かつ、迅速」に改め、同条第3項中「第16条」を「第19条」に改め、「公開又は」を削り、同条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第12条第1号中「配布し、受領印を受けるものとする」を「配布するものとする」に改める。

第15条中「すべて」を「全て」に改める。

第16条を次のように改める。

（文書等の受付）

第16条 第11条第1項ただし書及び第12条の規定により受理した文書等（既に收受年月日が記録してある文書等を除く。）について、当該文書等の余白に受付印（様式第9号）の押印その他総務課長が相当と認める方法によって收受年月日を記載又は記録するとともに、文書管理システムに收受年月日、発信元、分類名等所定の事項を記録しなければならない。

第19条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第20条第3項中「署名又は押印する」を「署名、押印その他承認した者を特定できるものとして市長が相当と認める方法又は文書管理システムにより承認する」に改める。

様式第1号中「受領者印」を「受領者」に、「取扱者印」を「取扱者」に改める。

様式第4号中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

様式第6号中「使用者印」を「使用者」に、「取扱者印」を「取扱者」に改める。

様式第8号中「@」を削り、「総務課受領者印」を「総務課受領者」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。